

## 中部運輸局海上安全環境部

令和4年12月2日（金）

**輸送の安全の確保に関する命令の発出について**

中部運輸局では、令和4年6月12日に浜名湖内にて株式会社清音が経営する事業のうち、浜名湖パールパルマリングートを起終点とする遊覧船航路において運航する「Aero Spider」が旅客10名を乗船させ航行中、同水域にて航行中の他船と衝突した事故を受け、令和4年6月17日から海上運送法第25条に基づく立入検査を実施しました。

立入検査の結果、船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の3第1項に規定する特定操縦免許を受有する小型船舶操縦士を乗船させていなかったこと、また、同社が経営するほかの航路事業においても同様に特定操縦免許を受有する小型船舶操縦士を乗船させていなかったこと等が確認され、令和4年11月25日付けで海上運送法第20条の2第2項及び第23条において準用する海上運送法第19条第2項に基づき、下記のとおり、輸送の安全の確保に関する命令を行いましたのでお知らせします。

## 記

**1. 事業者の概要**

事業者の名称：株式会社清音  
事務所の位置：静岡県浜松市西区舘山寺町2738-2  
代表者名：代表取締役社長 新村 年高

**2. 命令の内容**

下記に係る措置について、令和4年12月25日までに当局あてに文書にて報告すること。

- ① 船舶所有者は、旅客の輸送事業において、乗船基準に従い、特定操縦免許を受有する小型船舶操縦士を乗船させること。
- ② 経営トップは、輸送の安全を確保するために、安全管理体制の継続的改善を図るとともに、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底するための事故再発防止策を策定すること。
- ③ 安全統括管理者及び運航管理者は、輸送の安全確保が重要であることを自覚し、自らの責務を再認識するとともに、事故の再発防止のため、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に再徹底するための安全教育を速やかに実施し、また、実施

した内容を記録すること。

- ④ 運航管理者は、運航計画の作成にあたり、その安全性を検討するため、特に、使用港の交通状況などの確認を徹底すること。
- ⑤ 運航管理者は、配乗計画の作成にあたり、その安全性を検討するため、特に、法令上必要な資格の受有状況など法定乗組員が適正に確保されていることの確認を徹底すること。
- ⑥ 運航管理者及び船長は、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録すること。
- ⑦ 運航管理者は、運航基準図を船舶に備え付けること。
- ⑧ 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を新たに構築し、安全管理規程に定め、速やかに変更の届出を行うとともに、アルコール検査を行ったうえで業務を実施させること。
- ⑨ 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに中部運輸局静岡運輸支局にその概要及び事故処理の状況を報告する体制を構築すること。
- ⑩ 安全統括管理者及び運航管理者は、輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施するとともに、運航管理者は、乗組員に対する事故等事例研究の教育について、周知徹底を図り、また、実施した内容を記録すること。
- ⑪ 安全統括管理者及び運航管理者は、事故処理に関する訓練を計画のうえ、年1回以上実施し、また、実施した内容を記録すること。
- ⑫ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程等を船舶に容易に閲覧できるよう備え付けること。
- ⑬ 船長は、速力基準表を船舶の操作する位置から見やすい場所に掲示すること。

### **3. 違反等の概要**

- ① 船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の3第1項に基づく小型船舶操縦者の乗船に関する基準について、船舶所有者は、乗船基準に従い、特定操縦免許を受有する小型船舶操縦士を乗船させていなかったこと。
- ② 安全管理規程第17条に基づく安全統括管理者の職務及び権限について、安全統括管理者は、関係法令の遵守と安全最優先の原則を自社内部へ徹底していなかったこと。
- ③ 安全管理規程第18条に基づく運航管理者の職務及び権限について、運航管理者は、船舶の運航管理その他の輸送の安全の確保に関する業務を十分に実施せず、また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を十分に図っていなかったこと。
- ④ 安全管理規程第21条に基づく運航計画の作成について、運航管理者は、使用港の交通状況について、安全性を検討していなかったこと。
- ⑤ 安全管理規程第22条に基づく配乗計画の作成について、運航管理者は、法定乗組員が適正に確保されていることを検討していなかったこと。
- ⑥ 安全管理規程第28条に基づく運航可否判断等の記録について、運航管理者及び船長は、運航中止基準に係る情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録していなかったこと。
- ⑦ 安全管理規程第31条に基づく運航基準図について、運航管理者は、運航基準図を船舶に備え付けていなかったこと。

- ⑧ 安全管理規程第38条に基づく飲酒等の禁止について、船長及び乗組員は、呼気1リットルあたりのアルコール濃度が0.15mg以上でないことを確認せずに業務を実施していたこと。
- ⑨ 安全管理規程第48条に基づく関係官署への報告について、運航管理者は、事故の発生を知ったときに、速やかに関係運輸局等にその概要及び事故処理の状況を報告していなかったこと。
- ⑩ 安全管理規程第50条に基づく安全教育について、安全統括管理者及び運航管理者は、具体的な安全教育を定期的実施せず、また、運航管理者は、乗組員に対する事故等事例研究の教育について、周知徹底を図っていなかったこと。
- ⑪ 安全管理規程第51条に基づく訓練について、安全統括管理者及び運航管理者は、事故処理に関する訓練を計画し、年1回以上実施していなかったこと。また、安全管理規程第52条に基づく記録について、運航管理者は、安全に関する教育等の概要を記録簿に記録していなかったこと。
- ⑫ 安全管理規程第54条に基づく安全管理規程等の備付け等について、安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程等を船舶に備え付けていなかったこと。
- ⑬ 運航基準第7条に基づく速力基準表について、船長は、船内に掲示していなかったこと。

【参考】

○海上運送法第19条第2項（輸送の安全確保に関する命令）

国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者の事業について輸送の安全を阻害している事実があると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、輸送施設の改善、事業計画の変更、安全管理規程の遵守その他の輸送の安全を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

連絡先

（命令に関すること）

中部運輸局海上安全環境部

運航労務監理官 駒田・服部

TEL 052-952-8012